

別表 業態分類表

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品	売場面積	営業時間	備考
1. 百貨店					(注) 「5411 百貨店」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、それぞれが小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある商店であって、従業員が50人以上の商店をいい、ここでは「1.百貨店」及び「2.総合スーパー」がこれに当たります。
1 大型百貨店	×		3,000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6,000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3,000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6,000㎡未満)		
2. 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3,000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6,000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3,000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6,000㎡未満)		
3. 専門スーパー					
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
4. コンビニエンス・ストア	○	飲食料品を取り扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	
うち終日営業店				終日営業	
5. その他のスーパー	○				2, 3, 4以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注2)					
6. 専門店					
1 衣料品専門店	×	551, 552, 553, 554, 5591, 5592, 5599のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 5691, 5692, 5693, (5694+5695), 5699のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5711, 5712, 5713, 5714, 572, 581, 582, 583, 584, 589, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 5991, 5992, 5993, 5994, 5999のいずれかが90%以上			
7. 中心店					6に該当する小売店を除く
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
8. その他の小売店	×				1, 6, 7以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注2)					

(注1) セルフ方式店とは、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している商店をいいます。

(注2) 「各種商品取扱店」とは、「5499その他の各種商品小売業」に格付けされた小売商店であって、「5. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している商店、「8. その他の商店」はセルフサービス方式を採用していない商店をいいます。
なお、「5499その他の各種商品小売業」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、そのいずれもが小売販売額の50%に満たない商店であって、従業員が50人未満の商店をいいます。

・大規模小売店舗の定義

「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」(昭和48年法律第109号)に基づく第一種大規模小売店舗(注1)及び第二種大規模小売店舗(注2)に該当する建物をいいます。なお、店舗面積とは、大規模小売店舗の小売業(飲食店は除き、物品加工修理業を含む)を営むために店舗の用に供される大規模小売店舗の床面積をいいます。店舗面積には、売場のほか売場間の通路、小売業者が自ら設けたショーウィンドなどの面積は含まれますが、階段、エレベーター、エスカレーター、連絡通路、食堂・喫茶室、文化催場、休憩室、化粧室、事務室、倉庫、配送所などの面積は除きます。

(注1) 第一種大規模小売店舗とは、一つの建物内の店舗面積の合計が3,000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市の区域内においては6,000㎡以上)の建物をいいます。

(注2) 第二種大規模小売店舗とは、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超え3,000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市の区域内においては500㎡を超え6,000㎡未満)の建物をいいます。